

平成 30 年 8 月 27 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 卷 弘 光

市長の所管に属する厚木市個人情報保護条例第 7 条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

平成 30 年 7 月 3 日付けで意見を求められた、厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条及び附則（平成 30 年条例第 5 号）第 2 号の規定に基づく要配慮個人情報の取扱いについては、7 月 11 日及び 7 月 31 日開催の審査会での審議の結果、条例に照らし適当なものと認めましたので、答申します。

なお、今回審査会が取扱いを認めた要配慮個人情報は、事務の実施上取扱いが不可避なものであると判断されることから、条例上の例外として取扱いが認められたものであり、今後の当該事務の実施に当たって、明らかに取扱いが不要であると実施機関として判断されることとなった場合には、当該要配慮情報を適切に削除するよう努めてください。

付言

審査会は、今般の諮問案件の審査に基づき取扱いを認めることとした個別の要配慮個人情報取扱事務を基として、当該事務と同種・同質の要配慮個人情報取扱事務を類型化し、新たに要配慮個人情報を取扱う必要のある事務を開始しようとする場合、当該事務が類型の何れかに該当すると実施機関において判断されるときは、個別の事務毎に審査会に諮る必要はないものと考えます。ただし、類型該当として開始した事務については、遅くとも当該翌年度中に審査会に報告してください。

なお、今回、審査会において適当と認めた類型は別紙のとおりです。

審査会において適当と認めた要配慮個人情報の取扱いに関する類型

番号	類 型	取り扱う要配慮個人情報の項目
1	相談、陳情、要望、意見、主張、見解等の取扱い事務 市民等の意思により要配慮個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合。	全ての項目
2	作文等のコンクール、試験等の事務 作文等のコンクール、試験及び研修等において作成される作文及び論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報を取り扱う場合。	○人種 ○信条 ○社会的身分 ○病歴 ○犯罪の経歴 ○犯罪により害を被った事実 ○心身の機能の障害
3	栄典、表彰等の事務 栄典、表彰等の事務を行うに当たって、候補者の犯罪の経歴等に関する要配慮個人情報を取り扱う場合。	○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する情報 ○少年保護事件に関する情報
4	海外交流者の取扱いに関する事務 国際交流に資するため、海外からの研修者、来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため、要配慮個人情報を取り扱う場合。	○信条 ○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
5	講演会等における特別な配慮を要する人への配慮に関する事務 講演会、研修講座、イベント等を開催するに当たり、講師、参加者等の関係者に適切な配慮を行うため要配慮個人情報を取り扱う場合。	○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
6	職員等の採用、附属機関等の委員及び講師の選任等の事務 合理的範囲内で適性等を判断するため、病歴等に関する要配慮個人情報を取り扱う場合。	○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
7	補助金、給付金等の事務 特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、その要件等を確認するため、病歴等に関する要配慮個人情報を取り扱う場合。	○病歴 ○犯罪の経歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤 ○刑事事件に関する情報 ○少年保護事件に関する情報

8	<p>緊急時における急病人等の処置及び報告書類等の作成事務 急病人や怪我人が発生した場合の処置、また、関係機関 や家族等に行う連絡・報告に要配慮個人情報の収集が必要 となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○病歴 ○心身の機能の障害 ○医師等による指導・診療・調剤
9	<p>カメラ等による撮影の事務 本人を撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個 人情報を収集する場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○病歴 ○心身の機能の障害 ○医師等による指導・診療・調剤 ○刑事事件に関する情報 ○少年保護事件に関する情報